



INTA国際ナチュラルセラピー協会 認定サロン登録申込書

※INTA 認定規約を裏面に掲載しております。ご確認ください。

「INTA 認定サロン」登録資格：

INTA アロマセラピスト講座ベーシックコースを習得のうえ、
「アロマセラピスト」資格認定を取得した者。

「INTA 認定サロン」特典：

- INTA 公式サイトに「認定サロン」として掲載。
- INTA 認定サロンの看板貸与。
- INTA 認定サロンのバナー掲載可能。
- INTA ホームケア・セミナーをサロンにて主催可能。
- ・ ハンドトリートメントセミナー 修了証付
(参考受講費用：受講料 15,000 円 4 時間程度)
- ・ 1デイホームケアトリートメント 修了証付。教材オイル 100ml
(参考受講費用：受講料 25,000 円 6 時間程度)

※受講費は参考価格以上の設定を原則とします。各コースともに修了証発行費 2,000 円を協会に納めていただきます。

※受講生の名簿、個人情報は各認定サロンセラピストが責任をもって管理してください。

登録費、年会費：

- 登録費：1万円
- 年会費：1万円(毎年4月1日更新)

申請内容

INTAサイトからのリンク： 希望する 希望しない

申し込み日： _____

セラピスト名（フルネーム）： _____

サロンネーム： _____

サロン住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

サイトURL： _____

サロンの特徴・抱負

--

【INTA 国際ナチュラルセラピー協会・サロン認定規約】

第1条 認定制度の目的

国際ナチュラルセラピー協会（以下 INTA）の理念である「自分らしくナチュラルに生きていくための知識・方法論を広く伝播し」、本来の意味での「人間力」をバランスよく発揮できるよう、支援していくことを目的とする。

第2条 認定対象

INTA 国際ナチュラルセラピー協会が提供するアロマセラピー講座を修了された方が個人事業主として主催するアロマセラピー・トリートメントをメニューに含んだサロンを対象とする。

第3条 認定要件・条件

- (1) INTA の運営理念に賛同し、INTA 認定アロマセラピー講座の知識・技術をマスターし、認定証を取得していること。認定申請者の営業規模、活動規模は問わないものとする。
- (2) 認定申請者は成人のみを対象とする。

第4条 費用

認定のための登録費、年会費は、INTA の定めた通り、
認定サロン登録費：1万円 年会費：1万円 とする。

第5条 認定期間・認定更新

- (1) 毎年4月1日に認定更新を行う。
- (2) 更新希望者は4月末日までに年会費1万円をINTAに支払う。

- (3) 1月1日から3月末日までに新規登録された場合には、翌年4月まで有効とする。

第6条 脱会

- (1) 脱会を希望する場合には、INTA まで書面で連絡すること。
- (2) 年会費の更新時期に年会費の支払いを怠った場合には、脱会したものをみなす。
- (3) 脱会の際には、看板およびバナー、ミニセミナーのテキストは INTA が回収し、脱会後の使用は許可されない。

第7条 認定取り消し・登録削除

INTA は以下のいずれかに該当する場合、認定登録を取り消すことができる。

- (1) 認定申請の際の申告事項に、虚偽の記載があったこと。
- (2) 認定申請者が実在しないこと。
- (3) 認定費用の支払いを怠っていること、または過去に支払いを怠ったことがあること。
- (4) 認定申請者が未成年である場合。
- (5) 業務の遂行上または技術上支障があるとき。
- (6) INTA、もしくは他者の著作権、商標などの知的財産を侵害する行為があった場合。
- (7) 公序良俗に反する行為、INTA の財産・名誉を侵害する行為、または他者もしくは INTA に不利益を与える行為があった場合。
- (8) 上記各号のいずれかに該当する行為を幫助、助長する行為。
- (9) その他、INTA が相当ではないと認めた場合。

第7条 (準拠法 / 管轄の選択)

この認定制度規約に関する準拠法はオーストラリア法とし、管轄は

オーストラリア・ブリスベン地裁とする。